資料提供

2025 年 7 月 17 日
〇担当者 ：産業戦略部技術革新課長　　松長　宏一
（担当）　：課長補佐（総括）　　市岡　秀章
（連絡先）：029-301-3574　（内線 3572）
〇担当者 ：総務部人事課長（処分関係）鈴木　貴裕
（担当）　：課長補佐　　坂野　隆一
（連絡先）：029-301-2278　（内線 2275）

採石法等に係る不適切処理事案に係る職員の処分について

このたび、過去に技術革新課に在籍した職員が、採石法等に係る事務において不適切な事務処理を行っていたことが判明し、当該職員に対し本日付けで懲戒処分を行いました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

１　事案の概要

（１）事案を起こした職員

立地推進部　係長　４１歳　男性

（２）概要

①　採石法に基づく認可事務における認可書・市町村長意見書の偽造等

時期	不適切事案	内容
2023.4	認可申請に係る認可書の偽造等（１件）	2023 年４月に当課で処理した採石法（以下「法」とう。）に基づく岩石採取計画に係る認可申請の認可事務において、担当職員が課内の決裁手続きを経ずに法第 33 条の認可書を偽造して事業者へ交付し、併せて法第 33 条の６に基づき市町村（笠間市）長へ通報（認可書の送付）した。
2024.10	変更認可申請に係る意見照会文及び市町村の意見書の偽造等（２件）	2024 年 10 月に当課で処理した法に基づく岩石採取計画に係る変更認可申請の認可事務（２件）において、担当職員が法第 33 条の６に基づく市町村長への意見照会文及び市町村（笠間市、桜川市）長の意見書並びに県要領に基づく管轄土木事務所長の意見書を偽造して認可処分を行い、同条で定める市町村長への通報（認可書の送付）を怠った。
2025.1	認可申請に係る意見照会文の偽造等（１件）	2025 年１月に当課で処理した法に基づく岩石採取計画認可申請の認可事務において、法第 33 条の６に基づく市町村（笠間市）長への意見照会文及び県要領に基づく管轄土木事務所長の意見書を偽造した。

② 行政文書の文書開示審査請求に対する事務手続きの放置等

行政文書の文書開示審査請求３件（審査請求人への弁明書の送付、審査会への諮問、審査会答申後の採決）のほか、採石法に関係する事務手続き（採石法に関する届出に基づく県の採石業者登録簿の修正等）10 件を怠った。

２ 処分

（１）**処分内容** ：停職３月

（２）**処分年月日**：2025 年７月 17 日

（３）**その他**

所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、2022 年度から 2024 年度までの技術革新課長、地域産業振興室長、課長補佐（総括）、及び室長補佐に対して「訓告」または「厳重注意」を行った。

３ 対応（再発防止策）

○ 本日付けで職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出し、職員の綱紀粛正の徹底を図った。

○ 採石法の認可手続きに関して、事業者や関係部署との連絡・調整においては、複数の職員で情報共有するとともに、上司による進捗管理を徹底。

・ 受け付けた申請事案ごとに進捗表を作成し、定期的に上司が確認するとともに、担当以外の職員においてもいつでも進捗を確認できる状態にする。

・ 申請書が当課に届いた際に、これまで担当ごとに受付していたものを、事務支援員が一括して受付して、受付簿に記録してから各担当に手渡す。

・ 相手方とのメールのやり取りをする際には、上司が確認のうえ、各担当のメールアドレス以外に、課の共有アドレスも送信先に含めて、担当以外の課員が状況を確認できる状態にする。